

令和 2 年度文化芸術活動補助金交付要領

(趣旨)

第 1 この要領は、本市の文化力の維持・振興を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の制限を受けている市内の文化芸術団体、個人及び文化施設管理者が、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、文化芸術活動を継続、実施することを支援するための必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 八戸市内に本拠を有する文化芸術団体
- (2) 八戸市内に住所があり、文化芸術活動を行っている個人
- (3) 八戸市内の民間文化施設（ホール、ライブハウス、美術館等）

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、文化芸術活動の継続、実施に直接かかる費用とする。

- (1) 補助対象経費が 20,000 円未満の場合は対象外とする。
 - (2) 在庫となるようなマスクや消毒液などの購入は対象外とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費額とし、その限度額は 20 万円とする。ただし、補助金交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）に係る収入がある場合は、補助対象経費から収入を差し引いた額とする。

(補助金の交付回数)

第 4 補助金の交付回数は、1 者につき 1 回とする。

(交付申請)

第 5 補助金の対象事業は公募することとし、補助金の交付を受けようとする者は、所定の申込期間内に次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（別記第 1 号様式）
 - (2) 団体（施設）概要書（別記第 2 号様式）
 - (3) 事業計画書（別記第 3 号様式）
 - (4) 収支予算書（別記第 4 号様式）
 - (5) 構成員名簿（団体のみ）
 - (6) 住民票（写し可）（団体の場合はその代表者のもの）
 - (7) 納税証明書（写し可）（団体の場合はその代表者のもの）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 住民票及び納税証明書については、市が公簿により、市民であること及び市税に未納の額がないことを確認することについて申請者の同意を得た場合は、添付を省略できるものとする。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、令和 3 年 2 月 26 日とする。

(交付決定)

第 6 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することができる。

- 2 規則第 5 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

る。

- 3 市長は、補助金の交付の決定をしなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第 6 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（取下期日）

- 第 7 規則第 6 条第 1 項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して 10 日とする。

（事業内容の変更）

- 第 8 規則第 7 条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、変更（中止）承認申請書（別記第 7 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助交付決定通知書にある補助金交付決定額の範囲内とする。

- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更等を承認したときは、変更（中止）承認書（別記第 8 号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

- 第 9 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 9 号様式のとおりとする。

- 2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 収支精算書（別記第 4 号様式）

- （2） その他市長が必要と認める書類

- 3 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過する日又は令和 3 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 10 規則第 13 条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

- 2 補助金の概算払を受けた者が、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確定通知の日から起算して 30 日以内にその超える部分の補助金を返還するものとする。

（補助金の交付時期）

- 第 11 補助金は、規則第 13 条の規定によりその額の確定した後、請求書（別記第 11 号様式）による補助事業者からの請求に基づき、一括交付する。ただし、概算払申請書（別記第 12 号様式）による申請があり、市長が必要であると認める場合は、概算払により交付するものとする。

（補助金の経理等）

- 第 12 補助事業対象者は、補助事業の経費の収支その他事業に関する事項を明らかにするため、これに関する一切の書類及び帳簿を令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間保管しておくこと。

（補助金の交付の取消し）

- 第 13 市長は、交付決定者が偽り或其他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附則

この要領は、令和 2 年 10 月 12 日から実施する。